

第153回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 開催日時

令和4年11月1日（火）
午後1時から午後3時40分まで

2 開催場所

千葉県森林会館5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬委員（部会長）、高橋輝昌委員、橘隆一委員、武藤敏雄委員

【職員】

堀口森林課長、出口林地対策室長 他

4 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第7号までの案件について審議がなされ、全ての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】太陽光発電施設の設置について]

委員：平坦な場所の太陽光パネルの下にケンタッキーブルーグラスで芝生を作るという計画になっているが、ケンタッキーブルーグラスは暑さに弱い寒地型の芝草であり、これは種子として適切なものかどうか検討されているのか。夏になると枯れてしまわないか。この地域でケンタッキーブルーグラスを実施してきた実績に基づいてということであれば良いが。

事務局：事業者にもう一度検討させて、この種子が適切でない場合には変更する。

委員：碎石置換の範囲はどのエリアか。

事務局：碎石置換を行う箇所については、調節池の堤体部から調節池の上流部の法面のこの辺まで（図示）という計画となっている。

委員：調節池全体にわたって地盤改良するということか。

事務局：はい。

委員：土地利用計画平面図をみると、図面の東側と西側に宅地があるのが、地盤高や勾配をみると宅地からの雨水等が流入するような印象を受けるが、区域外から流入する雨水等はどのようにになっているのか。

事務局：区域外には、ところどころに小規模な調節池のような施設が設置されていて、雨水等を受けるような形になっており、それらを考慮しながら、流域として調節池の計算している。

○第2号案件[【新規】工場、事業場の設置（物流倉庫）について]

委員：地盤改良を行う箇所が3箇所あるとの説明があったが、切土盛土計画平面図において、そのエリアはどの範囲になるのか。

事務局：置換する部分は、調節池の堤体の下の部分（図示）である。地盤改良する部分は、調節池の底に係る部分から盛土の先端部（図示）までである。もう一箇所は、南東側の盛土斜面の青線部分（図示）が地盤改良の範囲となる。

委員：最終的にこの場所に建物（物流倉庫）が建つということであるが、それを考慮したとしても、他の範囲については地盤改良をしなくとも問題ないということか。

事務局：はい。事業者がボーリング調査等の地質調査を実施し、地盤改良をしなくてもよいことを確認している。

委員：切土の造成森林の部分だが、選定されている樹木がヒサカキ・アオキ・ヤマハギで全部低木であり、また、アオキは日陰でないと育たないような樹種だが、このような樹種だけで造成森林として良いのかどうか疑問に思う。

事務局：切土の部分に造成森林を実施する計画となっており、防災上、法面に高木を植栽することは危険があるだろうということで、中低木を植栽する計画となっている。県緑化技術指針の緑化目標もそのようになっている。また、事業者を確認したところ、切土法面に植栽する箇所のうち、建物（物流倉庫）が建つと日陰になる部分が多くなるため、アオキを植栽する計画となっている。

委員：地下貯留施設を採用しているが、土砂等による目詰まり等は発生しないものなのか。

事務局：地下貯留施設はユニットになっており、点検口を設けて目詰まり等の点検をすることとなっている。本案件は下流に調節池が設置されているが、ほかの県の例で見ると、兵庫県や京都府は地下貯留施設だけの開発行為は認められておらず、開放型の調節池を設けるような厳しいところもある。本県はそこまで厳しくなく、点検口を設ける等適切に管理するように指導している。

○第3号案件[【新規】土石等の採掘及び住宅団地の造成（残土埋立及び住宅団地の造成）について]

委員：公園用地の緑被率は基準があるのか。

事務局：千葉市の開発指導要綱により基準があり、本案件の公園については、公園面積の50%に芝を張って緑化する計画となっており、残りの部分についてはダスト舗装を施工して、遊具や花壇になる計画とされている。

委員：開発期間に比べて残土埋立量が多いが、残土埋立に使う土をどこから持ってくるのか、計画は決まっているのか。

事務局：搬入先は決まっているとのことである。県内の宅地造成工事で発生した建設発生土を持ってくる計画となっている。

委員：土地利用計画平面図において、西側の造成緑地の雨水等の排水はどのように処理されるのか。

事務局：造成緑地は宅内に向けて造成される計画となっており、各宅地に設置されている地下式雨水抑制施設の流域として見込んで計画されている。

委員：各宅地に地下式雨水抑制施設が設置されているが、こういったやり方は千葉県内では多いのか。

事務局：千葉市の開発行為になると、ほとんどこのような開発行為となっている。千葉市では、放流先になるべく負荷をかけないようにするため、それぞれの宅地で雨水等を調節してから放流するような考え方で、地下式雨水抑制施設を採用していると聞いている。

○第4号案件[【新規】土石等の採掘（埋蔵文化財調査）について]

特になし。

○第5号案件[【変更】土石等の採掘（砂利採取）について]

委員：南西側の市道の隣接部分を最後に砂利採取するという計画だが、多少、事業区域と市道の間には幅があるように思うが、そこは市の土地なのか。

事務局：市道と事業区域の間は道路用地であるため、今回の計画には含めない計画となっている。

委員：現地写真を見ると、崩れそうなところがあったが、その部分（図示）を緩やかにすることはできるのか。

事務局：事業区域の際については、緩やかに整形するような計画となっている。

委員：市道側への雨水等の流出等の影響はないということか。

事務局：はい。

委員：施工手順としては、事業区域の内側から掘削していくようになるのか。

事務局：事業区域の内側の上部から切土を行っていき、最後に残った部分も内側から切土する計画となっている。

○第6号案件[【変更】土石等の採掘（砂利採取）について]

- 委員：雨水等は西側の方向に流れるが、森林であれば良いのかと思うが、耕作放棄地のようにあまり管理されていない土地であると大丈夫なのか。
- 事務局：西側のここ（図示）については、今回、掘削等の開発行為をしない場所なので、開発により影響を受けない場所となるため、現況のままである。
- 委員：AA'断面を見ると、最終的に残る残置森林の勾配が急勾配となっているが、ドット着色部分についても同じような勾配がついているのか。しかも、森林でなければ崩れるおそれがあるのではと心配である。
- 事務局：開発行為をする部分については緑化するが、開発行為を行わない何も触らない部分については現地形のまま何もしない計画となっている。ここ（図示）については平坦な部分なので崩れるおそれはないと思われる。
- 委員：南東側のこの（図示）造成森林に入っている線は何か。
- 事務局：もともと赤道があったが、払い下げをして事業者の土地となっている。
- 委員：排水施設等ではないのか。雨水等が集まってくるかと思うが、その下の切土斜面に流れるように、排水施設を計画しているかと思ったが。
- 事務局：状況に応じてではあるが、排水施設を設置するまでの量の雨水等がこないなので、排水施設の設置は行わない計画となっている。
- 委員：真ん中部分は造成森林で、周りの斜面は造成緑地となるということか。雨水等がそのまま出てくるような形になり、下に流れるようになるのではないかなと思うが。
- 事務局：掘削後は、切土斜面で囲まれたすり鉢状になり、雨水等はそのまま下に流れていくようになるかと思う。
- 委員：同じような砂利採取の現場で、大雨が降った際に、雨水等が滝のように流れているのを見かけたので、それだけの雨が降った時には下の斜面も切土になるので、危なくはないのか。
- 事務局：下の斜面のところに簡易な排水路を設置するという計画はあり得ると考える。
- 委員：砂利を取っている箇所は岩ではないので、何かしら対策をした方が良くと思う。
- 事務局：一番低くなる場所は雨水等が集まるので、工夫が必要かもしれない。事業者に検討させる。

○第7号案件[【変更】土石等の採掘（残土埋立）について]

- 委員：残土埋立後に造成森林としてこれだけまとまって森林に戻すときに、なぜヤマザクラとトチノキを植栽するのか。
- 事務局：この案件については、養蜂をするための巣箱を設置すると聞いており、花が咲く樹種を植栽する計画となっている。

○全体

- 委員：緑化の仕方については、引き続きその土地に見合った、理想でいえば地産地消で地域性の種苗を使っただけであればと思う。一方、ここ数年、降雨強度が大きい雨が目立っていることは紛れもない事実で、些細な微地形の影響もしっかりととらえなければと思っている。今後は、水みち等の状況により一層注意した、そういうところを軸とした説明が強く求められると思う。区域外であっても地形は連続性の高いものなので、その中でどういう位置づけなのかという説明が求められる。

委員：森林の中に竹が入っている印象が強くあり、防災の面から言うと問題ないのかもしれないが、竹林拡大は問題であるため、その後の管理や、竹から他の樹種に置き換える等の指導を検討されてみてはどうか。